

仕 様 書

1. 事業名

令和2年復興水産加工業等販路回復促進事業における被災地水産物流通利用促進事業に係る被災地水産加工業プロモーション事業

2. 目的

東日本大震災によって被災した水産加工業では、震災により失われた販路・売上の確保が課題となっている。

現在、震災により失われた販路・売上の確保が課題となっている水産加工業者、流通業者、漁業者等（以下、「水産加工業者等」という。）に対し、販路の回復・新規創出等（以下、「販路回復等」という。）のための機器整備やマーケティング等を実施する際の支援を行っている。

他方、加工業者等を対象としたアンケートでは、「震災前と比較して売上が8割以上回復した」と回答した社は、全体の42%と低調の結果となっている。

のことから、水産加工業の復興及び水産加工品の消費拡大をより効果的に進めていくため、国内外への被災県産水産物の安全性等に関するPR等の情報発信も強化することで、複合的な支援を行い、販路回復を目指すことを目的とする。

なお、被災地、被災県産水産物とは、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の8県において著しい被害があった地域と地域の水産物とする。

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）

4. 業務内容

（1）産地のこだわりを伝えやすい外食店等への販売を行っているECサイト等を活用した情報発信・利用促進活動

- a) 被災地の地域の特産品としてPRを中心に、web特集ページを作成することで被災県産水産物の安全性等の情報発信を行う。
- b) a) のサイトから被災地までの水産物・水産加工品を購入できるページを作成し、さらに被災県産水産物の安全性等をPRするため、販売支援を行うことで、被災県産の水産物・水産加工品の利用促進を行う。

（2）ファミリー層に人気で、訪日外国人も訪れる大手寿司チェーン・外食店等を活用した情報発信活動

- a) 水産加工食品を中心に、web特集ページを作成し、被災県産水産物の安全性等の情報発信を行う。
- b) 大手寿司チェーン・外食店等ホームページ・アプリ等を活用し、被災県産水産物の安全性等をPRするための販売支援を行うことで、被災県産の水産物・水産加工品の利用促進を行う。
- c) 被災県産の水産物・水産加工品の利用促進を促すため、大手寿司チェーン・外食店

等での告知、店内外ツール作成し、被災県産水産物の情報発信を行う。

(3) web プロモーション等を活用した外国人向け、被災県及び被災県産水産物・水産加工品の情報発信活動

a) 地域、漁港、水産加工品等を含み、被災県及び被災県産水産物・水産加工品の安全性等の情報発信を行うことで、被災県産水産物の利用促進、被災県への来訪を促す。なお、取材については、5箇所程度とし、追加で取材が必要な場合は、追加取材が可能とする。

(4) (1)～(3)の活動に関する事業の分析、検討及び結果のとりまとめ

5. 業務の実施体制

上記4の業務について、専任の担当者を1名以上配置するとともに、事業全体を統括・管理する責任者を配置する。

6. 成果物

(1) 報告書2部

4について、事業実施を取りまとめた報告書を作成し、事業の概要書、実施結果に関する分析結果等の資料等を付属するものとする。

(2) 報告書の電磁記録媒体 (DVD-R等) 1枚

納入成果物の詳細、編集方法等については、エクセル、ワード等の一般的な編集方法で修正可能な状態で作成すること。(本業務の受託者のみの環境で修正可能なものは認めない)

また、電磁的記録媒体については、ウイルス対策を行うこととし、ウイルス対策に関する情報を記載したラベルを貼り付けること。また、ウイルス対策ソフトは、信頼性が高く、かつ、最新のデータで更新したものを使用すること。

(3) 納入時期

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

復興水産加工業販路回復促進センター

代表機関 全国水産加工業協同組合連合会 事務局

7. 事業実績報告書

事業の終了後速やかに別に定める実績報告書を提出すること。

8. その他

(1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、復興水産加工業販路回復促進センター（以下「当センター」という。）の担当者並びに責任者と十分な協議・調整を行うこととする。

(2) 受託者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）を本業務以外の目的のために

使用し、又は外部に漏えいしてはならない。

- (3) 受託者は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。個人情報を複製する際には、事前に担当職員の了承を得ること。複製の実施は必要最低限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。また、受託者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、当センター担当者並びに責任者へ報告すること。
- (4) 受託者は、本業務に関して発生する全ての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)を当センターに譲渡するものとし、当センターの行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、当センターの担当者並びに責任者と協議の上、対応するものとする。